

第 60 回桜井市展 美術展 鑑審査基準

令和 6 年 9 月 5 日

1. 鑑審査委員

(1) 鑑審査部門

鑑審査部門は、絵画、書芸、写真、造形とする。

(2) 鑑審査委員数

鑑審査委員数は各部門 3 名以内とする。

(3) 鑑審査委員

鑑審査委員は以下のとおりとする。

【絵画】 藤本信司、熊野恵次

【書芸】 土家利之、栢木ふみ、中野壽照

【写真】 西岡康峻、村松佳優

【造形】 岸本照和、増田悦弘

2. 審査方法

(1) 審査は、鑑審査委員が、各部門の基準に基づいて審査を行う。

(2) 審査についての異議申し立ては、受け付けない。

3. 授賞について

(1) 授賞作品数

原則として、あらかじめ用意する賞の数に基づいて授賞する。

ただし、部門ごとに総出品点数の 2 分の 1 を越えない数とする。

(2) 次のいずれかに該当する者が出品した作品については「無鑑査」とし、審査の対象としない。

ア 前回の桜井市展において、知事賞を受賞した者

イ 前回の桜井市展において、市展賞を受賞した者

ウ 鑑審査委員

(3) 鑑審査委員が特別に認め、招待した者が出品した作品については「招待」とし、審査の対象としない。

(4) 出品規格に該当しない作品は、審査の対象としない。